

施設基準あり

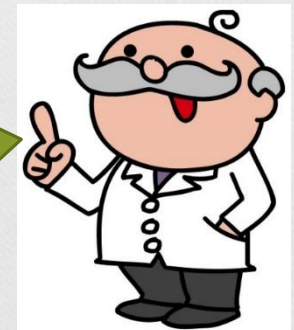
A245 データ提出加算



2014年度診療報酬改定のポイント

◆2013年度までの要件が一部変更されています！

◆医療機関の機能や役割を幅広く分析・評価するため、
①療養病棟などの対象外病棟もデータ提出の対象
②すべての医療機関でデータ提出加算の届出が可能
になりました。



A245

データ提出加算

データ提出加算1（入院データのみ提出の場合）

200床以上の病院 100点

200床未満の病院 150点

データ提出加算2（入院+外来データ提出の場合）

200床以上の病院 110点

200床未満の病院 160点

200床＝一般病床
（医療法上の許可病床）

- 退院時に算定
- DPC対象患者は、機能評価係数Ⅰで評価

A245

データ提出加算

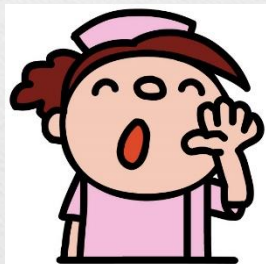
施設基準1、2

対象の医療機関

- A207診療録管理体制加算の届出を行っている。

担当者

- 標準レセプト電算処理マスターに対応したデータの提出を含め、厚生労働省が毎年実施する「DPC導入の影響評価に係る調査（特別調査を含む）」（以下「DPC調査」という）に適切に参加できる体制
- DPC調査事務局と常時連絡可能な担当者2名



診療録管理体制加算の届出を
していないといけませんよ！

A245

データ提出加算

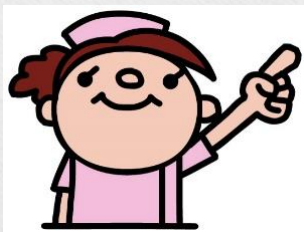
施設基準3

データ対象

●DPC調査に参加し、DPCデータの作成対象病棟に入院するすべての患者について、DPC調査に準拠したDPCフォーマットデータ（以下「DPCデータ」という）を提出する。

※作成対象病棟：

- ・第1節の入院基本料
（A108有床診療所入院基本料、A109有床診療所療養病床入院基本料を除く）
- ・第3節の特定入院料
- ・第4節の短期滞在手術基本料（A400の1短期滞在等手術基本料1を除く）



26年改定で、対象病棟が拡大されました！
療養病棟、結核病棟、緩和ケア病棟などです。
今まで届出していた施設では、対象病棟でなかった病棟が対象病棟になっている場合があるのでチェックしましょう！

A245

データ提出加算

施設基準4

委員会



- 「適切なコーディングに関する委員会」（以下「コーディング委員会」という）を設置し、年2回以上開催する。

※「適切なコーディングに関する委員会」：標準的な診断及び治療方法について院内で周知を徹底し、適切なコーディング（適切な国際疾病分類に基づく適切な疾病分類等の決定をいう）を行う体制を確保することを目的として設置する。

※病院内の他の委員会において、目的及び構成員等が適切なコーディングに関する委員会の要件を満たしている場合

→当該委員会を適切なコーディングに関する委員会と見なすことができる。

注）当該委員会の設置規定等に適切なコーディングに関する事項を明記し、適切なコーディングに関して、年2回以上、委員会を開催しなければならない。

※委員会メンバー：コーディングに関する責任者の他に少なくとも診療部門に所属する医師、薬剤部門に所属する薬剤師、診療録情報を管理する部門又は診療報酬の請求事務を統括する部門に所属する診療記録管理者

A245

データ提出加算

施設基準あり

データ提出1

新規で開始する場合のスケジュールは
次のページを参考にしね！



●D P Cデータの提出を希望する場合

(平成26年3月31日時点でD P C病院・準備病院以外)

→①・様式：別添7の様式40の5

- ・提出先：厚生労働省保険局医療課長（地方厚生（支）局医療課長を経由）
- ・提出期限：平成26年5月20日、8月20日、11月20日、
平成27年2月20日、5月20日又は8月20日

②試行データの提出

- ・データ期間：届出期限月の翌月から起算して2月分のデータ
(例) 平成26年7月届出を行った場合：平成26年9月・10月の2月
- ・厚生労働省が提供するチェックプログラムにより作成し、D P C調査
実施説明資料（以下「調査実施説明資料」という。）に定められた
期日・方法に従って厚生労働省に提出

③厚生労働省保険局医療課より「データ提出通知」が通知される。

(試行データが適切に提出され、データ提出の実績が認められた場合)

A245

データ提出加算

施設基準あり

データ提出（新規参加の機会）

【第1回】

26年

5月

届出

様式
40-5

6月

データ作成

試行データ

7月

データ提出

試行データ

8月

9月

受取

通知

10月

届出

様式
40-7

11月

算定開始

12月

【第2回】

26年

8月

届出

様式
40-5

9月

データ作成

試行データ

10月

データ提出

試行データ

11月

12月

受取

通知

27年

1月

届出

様式
40-7

2月

算定開始

3月

A245

データ提出加算

施設基準あり

データ提出2

- 各調査年度に、累積3回のデータ提出遅滞等があった場合
→同時点で届出無効

※遅延等・・・

- ①調査実施説明資料の期限までにデータが調査事務局宛てに発送されていない場合
(提出時刻が確認できない手段等、調査実施説明資料にて定められた方法以外の方法で送付された場合を含む)
- ②到着したデータが提出すべきものと異なる内容
(データが格納されていない空の媒体が送付された場合を含む)

データが格納されていないものを間違って
送ってしまった場合なども、遅延扱いです！
送付する前の確認が大事ですよ！！



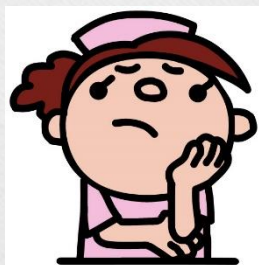
A245

データ提出加算

施設基準あり

届出

- データ提出加算1＝入院データのみ提出
データ提出加算2＝入院+外来データを提出
- データ提出加算1を届出ている保険医療機関が、新たに外来データを提出するため加算2の届出を行う場合：データ提出通知の写しを添付
(平成24年3月31日にDPC対象病院・準備病院は不要)
- データ提出加算2の届出を行っている保険医療機関
→×外来データを提出しないものとして、加算1へ届出変更



26年改定で、すでにデータ提出加算2
(入院+外来データ提出)の届出を
している場合は、加算1(入院のみ)に
届出変更ができなくなりました！

A245

データ提出加算

施設基準あり

辞退届

- 辞退届（様式：別添7の様式40の8）
 - ・ データ提出を取りやめる場合
 - ・ 施設基準を満たさなくなった場合
 - ・ 各調査年度に、累積3回のデータ提出遅滞等があった場合
- 辞退届を行った場合：
 - × 届出翌月の初日から起算して1年間、再度データ提出加算の届出不可
 - ・ 1年以上経過した後に再度データ提出を行う場合
→ 再度届出すれば可能○

辞退して1年間は再届はできないので
注意してね！



A245 データ提出加算

施設基準あり

経過措置

※平成26年3月31日時点で届出を行っている保険医療機関

- 平成27年3月31日まで
→平成26年度改定前のデータ提出加算の対象病棟のデータを提出でOK

【平成26年度改定前の対象病棟】

A100一般病棟入院基本料（7対1・10対1入院基本料に限る）、A103精神病棟入院基本料、A104特定機能病院入院基本料（7対1・10対1一般病棟入院基本料、精神病棟に限る）、A105専門病院入院基本料（7対1・10対1入院基本料に限る）、A300救命救急入院料、A301特定集中治療室管理料、A301-2ハイケアユニット入院医療管理料、A301-3脳卒中ケアユニット入院医療管理料、A301-4小児特定集中治療室管理料、A302新生児特定集中治療室管理料、A303総合周産期特定集中治療室管理料、A303-2新生児治療回復室入院医療管理料、A305一類感染症患者入院医療管理料、A307小児入院医療管理料、A311精神科救急入院料、A311-2精神科急性期治療病棟入院料、A311-3精神科救急・合併症入院料、A311-4児童・思春期精神科入院医療管理料、A400の3短期滞在手術基本料3

- 平成27年度以降も継続して算定する場合
→平成26年度改定後の対象病棟のデータを提出する旨の届出が必要
・様式：別添7の40の5

施設基準あり

A245

データ提出加算のポイント

- データ提出対象の病棟が増えました
- 今まで届け出ていた施設
 - 自院で新たに対象病棟になっているものがあるか確認
 - 新たに対象病棟になった病棟もデータ提出可能
 - 届出（経過措置：平成27年3月31日まで）



A245 データ提出加算

施設基準あり

疑義解釈等（2014年診療報酬改定以降）

通知日	Q	A
一部訂正 26.3.28	2 データ提出に関する事項 (1) D P Cデータの提出をを希望する保険医療機関（平成26年 3月31日時点でD P C病院及びD P C準備病院である病院を除く）は、 平成26年 5月20日、8月20日、11月20日、平成27年 2月20日、5月20日又は8月20日 平成26年 8月20日、11月20日、平成27年 2月20日、5月20日、8月20日又は11月20日に別添 7の様式40の 5を地方厚生（支）局医療課長を経由して、厚生労働省保険局医療課長に届出すること。	
その2 26.4.4	施設基準の改正により、平成26年 3月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であっても、平成26年 4月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの データ提出加算（平成27年 4月 1日以降に引き続き算定する場合に限る。）	
その3 26.4.10	データ提出に遅延等が認められたため、1か月「データ提出加算」を算定できなくなった場合、当該1か月の診療分はどのように算定するのか。	包括評価対象分については、当該月診療分のデータ提出加算にかかる機能評価係数 I を医療機関別係数に合算せずに算定すること。 また、包括評価対象外の患者については、当該月の診療分において、医科点数表に基づき、退院時に「A 2 4 5 データ提出加算」を算定することができない。